

高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業 【企業等との連携事業（まなび CAN・CSR 教室）】

「あなたも消費生活アドバイザーの資格を取りませんか」

を開催しました

平成22年6月5日、社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 西日本支部 四国部会との共催による講座を開催しました。

はじめに、四国部会代表の村上博美さんから消費生活アドバイザー制度の概要説明があり、その後2名の資格取得者から話を聞きました。



資格取得者の滝口隆男さんからは、受験に向けての学習の仕方についてのアドバイスがあり、テキストを読む以外にも普段からテレビのニュースをよく見る、新聞をすみずみまで読むなど、消費生活アドバイザーの資格を取るためには、広く浅く知識を持つことが大切であるとのお話がありました。

資格取得者の森川潤子さんからは、学習のための参考資料として、「くらしの豆知識（国民生活センター）」「ハンドブック消費者（消費者庁）」や法律改正時に発行されるパンフレットなどがわかりやすく書かれていて参考になった。また、法律改正が頻繁にあるため、過去問題の古いものはかえって混乱してしまうことがある。論文試験の際には自分の意見を書くなどのアドバイスがありました。



最後に受講者からはさまざまな質問があり、関心の高さが伺えました。（受講者数32名）

※消費生活アドバイザー

内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定資格。

消費生活アドバイザーは、主に企業や行政機関、各種団体等の消費者関連部門において消費者の苦情相談に応じるほか、消費者の意見や消費者動向を的確に把握して、商品・サービス等の開発、改善に反映させるなど幅広い活躍が期待されています。

平成 2 1 年度の最終合格者は全国で 4 9 8 人（最終合格率 2 0 . 2 %）。